

【型式認証を取得している無人航空機一覧】(2025/5/23 現在)

※型式認証等を受けた型式の無人航空機には、機体に型式認証書番号、型式及び製造番号が表示されています。

○第一種型式認証（各型式認証書番号より、「型式認証データシート」が閲覧可能です。）

型式認証書 番号	型式名	型式認証保有者	機体の種類	初回認証日	型式認証基準		飛行禁止空域の飛行*2
			重量区分	有効期間満了日	サーキュラーNo.8-001*1	その他の基準	飛行の方法*2
第1号	ACSL 式 PF2- CAT3 型	株式会社 ACSL	回転翼航空機 (マルチローター)	2023/03/13	型式認証データシート第 I - 1 号 参照		
			4kg 以上 25kg 未満	2026/03/12			

○第二種型式認証（この一覧が「型式認証データシート」です。）

型式認証書 番号	型式名	型式認証 保有者	機体の種類	初回認証日	型式認証基準		飛行禁止空域の飛行*2
			重量区分	有効期間満了日	サーキュラーNo.8-001*1	その他の基準	飛行の方法*2
第1号	ソニーグループ 式 ARS-S1 型	ソニーグループ株 式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	2023/12/22	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局見解書(プロジェク ト FT237 アイテム G-1 及び F-1、令 和5年12月14日発行)	C
			4kg 以上 25kg 未満	2026/12/21			c
第2号	センチュリー式 D-HOPE I - J01 型	株式会社センチュ リー	回転翼航空機 (マルチローター)	2024/03/29	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局連絡書(連絡書番 号: CAB-FT2334-001 (令和6年1月 16日発行) 及び CAB-FT2334-003 (令 和6年2月16日発行))	—
			4kg 以上 25kg 未満	2027/03/28			b
第3号	DroneWorkSyst em 式 EGL49J- R1 型	株式会社 ドローンWORK システム	回転翼航空機 (マルチローター)	2024/03/29	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局連絡書(連絡書番 号: CAB-FT2331-001 (令和6年1月 12日発行) 及び CAB-FT2331-003 (令和6年2月20日発行))	—
			25kg 以上	2027/03/28			b, c
第4号	イームズ式 E6150TC 型	イームズロボティ クス株式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	2024/04/05	令和6年3月27日付け 国空機第724号まで	なし	C
			4kg 以上 25kg 未満	2027/04/04			a, b, c
第5号	エアロセンス式 AS-VT01K 型	エアロセンス株式 会社	回転翼航空機 (その他)	2024/06/05	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局連絡書(連絡書番 号: CAB-FT2332-001 (令和6年1月 12日発行) 及び CAB-FT2332-003 (令和6年2月16日発行))	—
			4kg 以上 25kg 未満	2027/06/04			b
第6号	DJI 式 DJI Mini 4 Pro 型	DJI JAPAN 株式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	2025/05/23	令和6年3月27日付け 国空機第724号 及び 令和7年3月24日付け 国空機第1020号まで	なし	C
			4kg 未満	2028/05/22			a, b, c, d

- *1 適用されるサーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和４年９月７日付け国空機第 456 号）の改定日を指す。例えば、「令和４年 12 月 2 日付け国空機第 645 号まで」は、サーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和４年９月７日付け国空 機第 456 号。ただし、令和４年 12 月 2 日付け国空機第 645 号までの改正を含む。）が適用されることを示す。
- *2 飛行禁止空域の飛行及び飛行の方法は、以下のとおり。詳細は、無人航空機飛行規程に従うこと。

飛行禁止空域の飛行	
A	無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして航空法施行規則第 236 条の 71 第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める空域の飛行
B	地表又は水面から 150m 以上の高さの空域（航空法施行規則第 236 条の 71 第 1 項第 1 号から第 4 号までの空域を除く。）の飛行
C	国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空（航空法施行規則第 236 条の 71 第 1 項各号の空域を除く。）の飛行
飛行の方法	
a	日出から日没までの間以外において飛行させること
b	当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視することなく飛行させること
c	当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離（30m 未満）を保つことなく飛行させること
d	祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空の空域において飛行させること
e	当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送すること
f	当該無人航空機から物件を投下すること